

# 山梨県公報

第二千四百三十七号

平成二十六年

八月四日

月曜日

## 目次

- 特定計量器の定期検査の実施……………四六九
- 寄附金の収納事務の委託……………四七一
- 景観保全型広告規制地区に適用される基準の決定の案……………四七一
- その他……………
- 一般競争入札について……………四七四
- 正誤……………
- 平成二十六年三月三十一日付第二千四百三号中……………四七四
- 平成二十六年七月十四日付号外第四十三号中……………四七四

## 公告

● 特定計量器の定期検査の実施  
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、平成二十六年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年八月四日

山梨県知事 横内 正明

対象となる 特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五号)第五号第一号又	平成二十六年九月十一日	午前十時から午後三時まで	北杜市役所 高根総合支所	北杜市	一般社団法人山梨県計量協会
	平成二十六年九月十二日	同	北杜市役所 長坂総合支所	同	同

は第二号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり

平成二十六年九月十八日	午前十時から正午まで	北杜市大泉総合会館	同	同
平成二十六年九月十九日	午前十時から午後三時まで	白州町農村婦人の家	同	同
平成二十六年九月二十二日	午前十時から午後二時まで	北杜市役所 小淵沢総合支所	同	同
平成二十六年九月二十四日	同	北杜市武川町高齢者活動センター	同	同
平成二十六年九月二十五日	午前十時から正午まで	北杜市役所 明野総合支所	同	同
平成二十六年九月二十六日	午前十時から午後三時まで	北杜市須玉農村総合交流ターミナル	同	同
平成二十六年十月二日	午前十時から正午まで	甲斐市役所 双葉支所	甲斐市のうち旧双葉町	同
平成二十六年十月三日	午前十時半から午後二時まで	上野原市秋山公民館	上野原市のうち旧秋山村	同
平成二十六年十月六日	午前十時半から正午まで	道志村中央公民館	道志村	同
平成二十六年十月七日	午前十時半から午後二時まで	山中湖村役場	山中湖村	同



十月三十日か ら平成二十七 年三月三十一 日まで（山梨 県の休日を含 める条例に定 める県の休日 を除く。）	午後四時まで	の所在の場 所（特定計 量器検定検 査規則第三 十九条第一 項各号のい ずれかに該 当する場合 に限る。）	除く県下 全域	定所
---	--------	---	------------	----

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 寄附金の収納事務の委託  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり寄附金の収納事務を委託した。

平成二十六年八月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 委託の相手方  
富士吉田市上吉田二丁目五番一号 株式会社富士急ビジネスサポート
- 二 委託に係る寄附金  
山梨県富士山保全協力金
- 三 委託の期間  
平成二十六年六月二十七日から同年十月六日まで

● 景観保全型広告規制地区に適用される基準の決定の案

山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第七条の三第一項の規定により、景観保全型広告規制地区を指定するので、同条第三項において準用する同条例第七条の二第二項の規定により、次のとおり公告するとともに、指定する区域の図面及び強化する基準を記載した書面を公衆の縦覧に供する。

なお、同条例第七条の三第三項において準用する同条例第七条の二第三項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された指定する区域の図面及び強化する基準を記載した書面について知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年八月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 景観保全型広告規制地区の名称及び区域

名 称	区 域
御師住宅沿道地区	富士吉田市の一部（次の図に示す部分に限る。） （「次の図」は省略する。）
横町バイパス地区	富士吉田市、南都留郡鳴沢村及び同郡富士河口湖町の各一部（次の図に示す部分に限る。） （「次の図」は省略する。）
富士見バイパス地区	富士吉田市の一部（次の図に示す部分に限る。） （「次の図」は省略する。）
富士河口湖富士線地区	南都留郡富士河口湖町の一部（次の図に示す部分に限る。） （「次の図」は省略する。）

二 景観保全型広告規制地区に適用される山梨県屋外広告物条例第七条第四項の基準の決定の案の概要

別表のとおり

三 縦覧の場所等

1 場所

甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県土整備部県土整備総務課美しい県土づくり推進室

大月市大月町花咲千六百八番地三 山梨県富士・東部建設事務所都市計画・建築課

2 期間

この公告の日から平成二十六年八月十八日までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日

3 時間

午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで  
意見書の提出先等

4 提出先

三の1に掲げる場所

2 記載事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (二) 利害関係人にあつては、利害関係の内容
- (三) 意見を述べようとする景観保全型広告規制地区の名称及び意見

3 提出期限

平成二十六年八月十八日



# その他

## ● 山梨県道路公社公告第一号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十六年八月四日

富士山有料道路管理事務所長

松村 公雄

### 一 一般競争入札に付する事項

#### 1 工事名

道路構造物修景工事

#### 2 工事場所

山梨県南都留郡鳴沢村富士山五合目地内

#### 3 工事概要

化粧ブロック積工 AⅡ二百五十三平方メートル

鉄筋挿入工 NⅡ六十本

#### 4 工期

平成二十六年八月二十五日から平成二十七年一月九日まで

#### 5 予定価格

二千七百七十七万二千八百円

### 二 入札参加資格申請の受付期間

平成二十六年八月十一日(月) から同月十五日(金)までの毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

### 三 その他

詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

(URL) <http://subarline.jp/>

# 正誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成二十六年三月三十一日付山梨県人事委員会訓令第一号(山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令)

二二一 下 終わりから四

規則

訓令

○ 平成二十六年七月十四日付号外第四十三号条例のあらまし欄中

二 上 十二

引き下げる

引き上げる